

○浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則

令和4年9月8日

規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、障がい者等に対し、日常生活用具の給付及びその取付工事に要する費用の助成をすることにより、その者の日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児をいう。

(2) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。

(対象者)

第3条 日常生活用具の給付又はその取付工事に要する費用の助成（以下「給付等」という。）を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当する者であって、別表種目の欄に掲げる用具の種目に応じ、同表対象者の欄に掲げる要件に該当するものとする。ただし、市外から本市の特定施設（法第19条第3項（法附則第18条第2項の規定による読替え後の法第19条第3項の規定を含む。）に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に入所している者を除く。

(1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者（本市から市外の特定施設に入所した者であって、市長が認めるものを含む。）であること。

(2) その他市長が必要と認める者

(対象となる日常生活用具の種目の基準等)

第4条 給付等の対象となる日常生活用具の種目等の基準は、別表のとおりとする。

2 別表に掲げる日常生活用具のうち、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、

聴覚障がい者用屋内信号装置、正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター、情報・通信支援用具及び居宅生活動作補助用具の給付等は、当該給付等の額が別表に定める基準額に満たないときは、当該基準額に達するまで給付等を行うことができる。

（給付等の制限）

第5条 介護保険法（平成9年法律第123号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、この規則と同様の給付等を受けることができる者（居宅生活動作補助用具の給付等の場合を除く。）については、この規則の規定による給付等はしない。

2 居宅生活動作補助用具の給付等の場合について、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者にあつては、同法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費（以下「居宅介護住宅改修費」という。）の支給又は同法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費（以下「介護予防住宅改修費」という。）の支給を受けられる場合に当該支給を完了していないときは、この規則の規定による給付等はしない。

3 第7条第1項の規定により日常生活用具の給付等の決定を受けた者（居宅生活動作補助用具の給付等の場合を除く。）については、別表に定める耐用期間（前条第2項の規定により給付等をした日常生活用具については、各々の給付等をした日常生活用具に係る耐用期間）を経過し、かつ、再度給付等を行うことが合理的であると認められる場合を除き、同種の日常生活用具の給付等はしない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

4 第7条第1項の規定により日常生活用具の給付等の決定を受けた者（居宅生活動作補助用具の給付等の場合に限る。この項において同じ。）については、前条第2項の規定により給付等の額が別表に定める基準額に達したときは、再度の給付等はしない。この場合において、第7条第1項の規定により日常生活用具の給付等の決定を受けた者が、新たに身体機能の喪失等が生じ、対象者の区分に変更が生じたときの、別表に定める基準額の適用については、同表の1 身体障がいの項の表居宅生活動作補助用具の項基準額の欄中「500,000円」とあるのは「500,000円から既に給付等を受けた額を減じた額」

と、「200,000円」とあるのは「200,000円から既に給付等を受けた額を減じた額」と、同表の3 難病患者等の項の表居宅生活動作補助用具の項基準額の欄中「200,000円」とあるのは「200,000円から既に給付等を受けた額を減じた額」とする。

- 5 第3項の規定にかかわらず、点字図書の給付については、1年当たり24冊を限度とする。ただし、辞書等の一括購入その他市長が必要があると認めるときは、市長は、点字図書の限度数を増加させることができる。

(申請)

第6条 日常生活用具の給付等を受けようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、浦安市障がい者等日常生活用具給付等申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 日常生活用具（居宅生活動作補助用具を除く。次号において同じ。）の種目及びその価格が記載された見積書（当該日常生活用具の給付等が取付工事を伴うものであるときは、併せて当該取付工事に要する費用の額が記載されたもの）
- (2) 日常生活用具の概要が分かる資料（カタログ等）
- (3) 医師の意見書（次に掲げる日常生活用具の給付等の場合に限る。）

ア 別表の1 身体障がいの項の表種目の欄に掲げるもののうち、ガス安全システム、透析液加温器、ネブライザー、電気式たん吸引器、足踏式・手動式たん吸引器、酸素吸入装置、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター、携帯用会話補助装置及び紙おむつ等（ネブライザー及び電気式たん吸引器については、呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者等を除く。）

イ 別表の2 知的障がい・精神障がいの項の表種目の欄に掲げるもののうち聴覚過敏者用イヤーマフ・デジタル耳栓

ウ 別表の3 難病患者等の項の表種目の欄に掲げる全てのもの。ただし、居宅生活動作補助用具の給付等の場合は、法の規定により、車椅子に係る補装具費の支給を受けている者の場合を除く。

- (4) 居宅生活動作補助用具の給付等の場合にあつては、次に掲げるもの

- ア 工事計画書（別記第2号様式）
- イ 工事図面
- ウ 工事見積書
- エ 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第3号様式）

(5) 点字図書の給付の場合にあつては、点字図書の給付をする出版施設として市長が指定するもの（以下「出版施設」という。）が発行する点字図書発行証明書（以下「証明書」という。）

(6) 申請者が属する世帯に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分とする。）のもの）

2 前項の規定にかかわらず、市町村民税の課税状況について市が保有する情報により確認することに同意した者については、同項第6号の書類の添付は要しない。

（決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付等の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等日常生活用具給付等決定・却下通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。この場合において、日常生活用具（点字図書を除く。）の給付等の決定を受けた者に対しては浦安市障がい者等日常生活用具給付券（別記第5号様式。以下「給付券」という。）を、日常生活用具（点字図書に限る。）の給付の決定を受けた者に対しては証明印を押した証明書を、併せて交付するものとする。

2 前項の規定による決定は、当該申請に係る事業者又は出版施設が第9条の規定による方法により給付等を行うことができる場合に限り行うことができる。

（費用の負担）

第8条 日常生活用具の給付等の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、給付等に係る額（居宅生活動作補助用具の給付等の場合にあつては、別表に定める基準額。第15条第2項において同じ。）に100分の10を乗じて得た額を負担しなければならない。

(1) 法第4条第1項に規定する障害者であって、当該者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当すること。

(2) 法第4条第2項に規定する障害児であって、その保護者が令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第1号から第6号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、同号に規定する全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者に限る。）に該当すること。

2 給付決定者は、当該日常生活用具の引き渡し、維持、修理及び返納に要する費用を負担しなければならない。

（給付等の方法）

第9条 給付決定者（点字図書の給付の決定を受けた者を除く。）は、給付券と引換えに、当該日常生活用具の給付等について見積書を徴収した事業者から、当該給付等の決定を受けた日常生活用具の給付等を受けるものとする。

2 給付決定者（点字図書の給付の決定を受けた者に限る。）は、第7条第1項の証明書を出版施設に提出することにより、当該出版施設から当該点字図書の給付を受けるものとする。

3 前2項の場合において、市長は、給付決定者が当該事業者又は当該出版施設に支払うべき当該日常生活用具の給付等に要した費用について、給付等をすべき額の限度において、当該給付決定者に代わり、当該事業者又は当該出版施設に支払うものとする。

4 前項の規定による支払があつたときは、給付決定者に対し、給付等があつたものとみなす。

（取付工事費用の助成等）

第10条 取付工事費用の助成は、日常生活用具の給付等に際し取付工事をする場合に行うものとする。

2 取付工事費用の助成は、1の取付工事につき60,000円を限度とする。

（申請事項の変更等）

第11条 給付決定者は、申請事項に変更が生じたときは、浦安市障がい者等

日常生活用具申請事項変更届（別記第6号様式）により市長に届け出なければならない。この場合において、第6条第1項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、給付等の決定を取り消すことができる。

（工事完了届）

第12条 給付決定者のうち居宅生活動作補助用具の給付等の決定を受けた者は、工事完了後速やかに、浦安市障がい者等日常生活用具居宅生活動作補助用具工事完了届（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出は、給付等の可否の決定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日（天災その他の事由により市長がやむを得ないと認めるときは、市長が別に定める日）までに行わなければならない。

（実地調査等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による工事完了届の提出を受けたときは、実地調査を行い、施工の適否について認定するものとする。この場合において、当該工事が給付等の決定の内容に適合しないと認められるときは、再工事を命ずることができる。

（譲渡等の禁止）

第14条 日常生活用具の給付等を受けた者は、当該日常生活用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（給付等の決定の取消し及び返還）

第15条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付等の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この規則の規定に違反したとき。

(3) 第12条第2項に規定する期日（市長が別に指定した期日を含む。）までに同条第1項の規定による届出がされなかったとき。

(4) 偽りその他不正の手段により給付等の決定を受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により給付等の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付等が行われているときは、当該日常生活用具の給付等に係る額について、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(浦安市重度身体障がい者住宅改造費用の助成に関する規則の廃止)
- 2 浦安市重度身体障がい者住宅改造費用の助成に関する規則（平成12年規則第6号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 施行日前に前項の規定による廃止前の浦安市重度身体障がい者住宅改造費用の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）第5条の規定により申請のあった改造費の助成については、なお従前の例による。
- 4 旧規則第6条第1項の規定による助成の決定を受けた者（下肢若しくは体幹の機能障がい1級若しくは2級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）1級若しくは2級の障がい者及び学齢児以上障がい児に限る。）又は次項ただし書に規定する場合に該当する者が居宅生活動作補助用具の給付等を受ける場合の別表に定める基準額については、同表の1 身体障がいの項の表居宅生活動作補助用具の項基準額の欄中「500,000円」とあるのは、「200,000円」とする。
- 5 旧規則第6条第1項の規定による助成の決定を受けた者（下肢若しくは体幹の機能障がい1級若しくは2級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）1級若しくは2級の障がい者及び学齢児以上障がい児を除く。）については、居宅生活動作補助用具の給付等はない。ただし、当該者が施行日後に下肢若しくは体幹の機能障がい1級若しくは2級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障が

い（移動機能障がいに限る。） 1級若しくは2級の障がい者及び学齡児以上障がい児に該当することとなった場合は、この限りでない。

6 施行日前に浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱を廃止する告示（令和4年告示第127号）の規定による廃止前の浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業実施要綱（以下「旧日具給付等要綱」という。）の規定により日常生活用具の給付等（次項の規定によりなお従前の例によることとされた給付等を含む。）がなされたものについては、この規則による給付等がなされたものとみなす。

7 施行日前に旧日具給付等要綱第6条第1項の規定により申請のあった給付等については、なお従前の例による。

別表（第3条・第4条・第5条第3項及び第4項・第6条第1項第3号・第8条第1項）

1 身体障がい

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊寝台・訓練用ベッド	腕、脚等の訓練用器具を附帯するもの又は頭部及び脚部の傾斜角度の個別調整機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	159,200円	8年
	特殊マット	<small>じょくそう</small> 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者及び下肢又は体幹の機能障がい2級以上の3歳以上障がい児	19,600円	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者及び3歳以上障がい児	67,000円	5年

	入浴担架	障がい者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	入浴に介助を要する、下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	82,400円	5年
	体位変換器	介助者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する、下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	15,000円	5年
	移動用リフト	介護者が重度の身体障がいのある障がい者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	159,000円	4年
	訓練いす	附属のテーブルを付けることができるもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の3歳以上障がい児	33,100円	5年
	<small>じょくそう</small> 褥瘡予防マット	<small>じょくそう</small> 褥瘡を予防し、体圧の分散効果を有するもの	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	84,000円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助すること	入浴に介助を要する、下肢又は体幹の機能障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	90,000円	8年

	又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）			
便器	障がい者等が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	下肢又は体幹の機能障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	4,450円 (手すり付きの場合 9,850円)	8年
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者等で立位や歩行が不安定で頻りに転倒するもの	オーダーメイドの場合 38,000円 レディメイドの場合 16,000円	3年
歩行補助つえ	T字状又は棒状のつえで、木材又は軽金属製の十分な強度を有するもの	移動等において介助を必要とする、平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	3,600円	3年
移動・移乗支援用具	手すり、スロープ等でおおむね次のような性能を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。） (1) 障がい者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって必要な	家庭内の移動等において介助を必要とする、平衡又は下肢若しくは体幹の機能障がいのある障がい者及び3歳以上障がい児	60,000円	8年

	<p>強度と安全性を有するもの</p> <p>(2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの</p>			
特殊便器	<p>上肢に障がいのある者又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）</p>	<p>上肢の機能障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児で自ら排便後の処理が困難なもの</p>	151,200円	8年
火災警報器	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するとともに、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	<p>単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者障害程度等級2級以上の障がい者等</p>	15,500円	8年
自動消火器	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	<p>単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生の感知及び避難が著しく困難な身体障害者障害程度等級2級以上の障がい者等</p>	28,700円	8年
ガス安全システム	<p>警報器からの遮断信号発生時、ガスの異常使用時、地震時等</p>	<p>単身世帯その他これに準ずる世帯に属する、喉頭摘出等により臭覚</p>	42,200円	8年

		にガスを自動的に遮断し得るもの	機能を喪失した障がい者等及び下肢又は体幹の機能障がい1級の障がい者等		
	電磁調理器	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	7,000円	10年
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音声等を視覚、触覚等により知覚することができもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。）	本装置が日常生活に必要と認められる聴覚障がい3級以上の障がい者	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う、腎臓の機能障がい3級以上の障がい者及び3歳以上障がい児	51,500円	5年
	ネブライザー	障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者等及び同程度の身体障がいにより本装置が日常生活に必要と認められる障がい者等	36,000円	5年

電気式たん吸引器	障がい者等が容易に使用し得るもの	呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者等及び同程度の身体障がいにより本装置が日常生活に必要と認められる障がい者等	56,400円	5年
足踏式・手動式たん吸引器	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等	12,000円	5年
酸素吸入装置	障がい者が容易に使用し得るもの	医師により本装置の使用を認められた呼吸器の機能障がい3級以上の障がい者で、医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しないもの	36,000円	10年
酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用し得るもの	医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者	17,000円	10年
視覚障がい者用体温計（音声式）	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	9,000円	5年
視覚障がい者用体重計（音声式）	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	18,000円	5年
視覚障がい者用血圧計	視覚障がいのある障がい者が容易に使用	視覚障がい2級以上の障がい者	15,000円	5年

	(音声式)	し得るもの			
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸状態を継続的に測定することが可能な機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	人工呼吸器の装着が必要な障がい者等	157,500円	5年
	正弦波インバーター発電機・ポータブル電源（蓄電池）・DC/ACインバーター	障がい者等又は介助者が容易に使用し得るものであって、別に定める性能要件に該当するもの	在宅で、人工呼吸器若しくは電気式たん吸引器を使用し、又は医療保険における在宅酸素療法を行う障がい者等	80,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声若しくは文章に変換する機能を有し、又は音声を増幅する機能を有するもので、障がい者等が容易に使用し得るもの	音声若しくは言語の機能障がい又は肢体不自由のある障がい者及び学齢児以上障がい児で、発声又は発語に著しい障がいのあるもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	障がい者向けの、パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトのうち、障がい者等の操作を動作又は音声等により補助するもので障がい者等が	上肢の機能障がい又は視覚障がいのある障がい者等	100,000円	5年

	容易に使用し得るもの			
点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	視覚障がい2級以上の障がい者で本装置が日常生活に必要と認められるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者等	10,800円	7年
点字タイプライター	視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	就労若しくは就学をし、又は就労が見込まれる視覚障がい2級以上の障がい者等	63,100円	5年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚でき、DAISY方式による録音又は当該方式により記録された図書の再生が可能な製品で、視覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障が	視覚障がい2級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	99,800円	6年

	いのある障がい者等 が容易に使用し得る もの			
視覚障がい 者用読書器	画像入力装置によ り、文字等を拡大表 示し、又は音声信号 に変換して出力する 機能を有するもの	視覚障がいのある障が い者及び学齢児以上障 がい児で、本装置によ り文字等を読むことが 可能になるもの	198,000円	8年
視覚障がい 者用時計	視覚障がいのある障 がい者が容易に使用 し得るもの	視覚障がい2級以上の 障がい者	触読式の場合 10,300円 音声式の場合 13,300円	10年
聴覚障がい 者用通信装 置	一般の電話機に接続 することができ、音 声の代わりに文字等 により通信が可能な 機器で、障がい者等 が容易に使用し得る もの	聴覚障がい又は発声若 しくは発語に著しい障 がいのある障がい者及 び学齢児以上障がい児 で、意思伝達、緊急連 絡等の手段として本装 置が必要と認められる もの	71,000円	5年
聴覚障がい 者用情報受 信装置	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障がいのある 障がい者等用の番 組並びにテレビ番組 に字幕及び手話通訳 の映像を合成したも のを画面に出力する	聴覚障がいのある障が い者等で、本装置によ りテレビの視聴が可能 になるもの	88,900円	6年

		機能を有し、災害時に聴覚障がいのある障がい者等向けの緊急信号を受信するもので、聴覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの		
会議用拡聴器	聴覚障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	聴覚障がい4級以上の障がい者及び学齢児以上障がい児	38,200円	6年
人工喉頭(笛式)	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口くう内に導き構音化するもの	音声又は言語の機能障がいのある障がい者で、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの	8,400円	4年
人工喉頭(電動式)	あごの下部等に当たった電動板を駆動させ、経皮的に音源を口くう内に導き構音化するもの	音声又は言語の機能障がいのある障がい者で、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの	72,300円	5年
点字図書	点字により作成された図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がいのある障がい者等	—	—
排せつ管装置(消化器系) 援助用具	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋でラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上のストーマ造設者	9,000円	1か月

	ストーマ用装具（尿路系）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上のストーマ造設者	12,000円	1か月
	紙おむつ等	紙おむつ、脱脂綿、サラシ又はガーゼで、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ用装具を装着できない障がい者等、二分脊椎等による排尿若しくは排便の機能障がいのある障がい者等又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な障がい者等	12,000円	1か月
	収尿器	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置が付いているもの	ぼうこう又は直腸の機能障がい4級以上で、高度の排尿の機能障がいのある障がい者	9,000円	1年
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作補助用具	障がい者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの（浴室、	下肢若しくは体幹の機能障がい1級若しくは2級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	住宅改修に要した費用に相当する額（居宅介護住宅改修	—

	<p>便所、台所、居室、玄関等の改修であつて、市長が別に定める種類の住宅改修に限る。）</p>	<p>（移動機能障がいに限る。） 1級若しくは2級の障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齡児以上障がい児</p>	<p>費又は介護予防住宅改修費に相当する額を除く。以下同じ。）から、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）第6条第1項に規定する基準額（以下「要介護者等住宅改修基準額」という。）を減じて得た額又は500,000円のうちいずれか少ない額</p>
		<p>下肢若しくは体幹の機能障がい3級又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能</p>	<p>住宅改修に要した費用に相当する額から、要</p>

			障がい（移動機能障がいに限る。） 3級の障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児並びに法の規定により車椅子に係る補装具費の支給を受けている障がい者（65歳未満の者に限る。）及び学齢児以上障がい児	介護者等住宅改修基準額を減じて得た額又は200,000円のうちいずれか少ない額
--	--	--	---	---

2 知的障がい・精神障がい

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊マット	<small>じょくそう</small> 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び3歳以上障がい児	19,600円	5年
自立生活支援用具	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護することができるもの	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	オーダーメイドの場合 38,000円 レディメイドの場合 16,000円	3年
	特殊便器	知的障がいのある障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもので温水及び温風	知的障がいの程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び学齢児以上障がい児	151,200円	8年

	を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	で自ら排便後の処理が困難なもの		
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発するとともに、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生感知及び避難が著しく困難な、知的障がい程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級1級の障がい者等	15,500円	8年
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触により自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	単身世帯その他これに準ずる世帯に属し、火災発生感知及び避難が著しく困難な、知的障がい程度が重度又は最重度であると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級1級の障がい者等	28,700円	8年
電磁調理器	知的障がいのある障がい者等が容易に使用し得るもの	知的障がい程度が重度又は最重度であると判定された障がい者及び学齡児以上障がい児	41,000円	6年
聴覚過敏者用イヤーマフ・デジタル耳栓	聴覚過敏のある者が使用するイヤーマフ、デジタル耳栓等で、周囲の不快感を	知的障がいがあると判定された障がい者等及び精神障がい者障がい等級3級以上の障がい	10,000円	3年

	を遮断する効果のあるもの	者等で、聴覚過敏であると医師に認められたもの	
--	--------------	------------------------	--

3 難病患者等

区分	種目	性能等	対象者	基準額	耐用期間
介護・訓練支援用具	特殊寝台・訓練用ベッド	腕、脚等の訓練用器具を附帯するものは頭部及び脚部の傾斜角度の個別調整機能を有するもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	159,200円	8年
	特殊マット	褥瘡 ^{じよくそう} を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者	19,600円	5年
	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	自力で排尿することができない3歳以上の者	67,000円	5年
	体位変換器	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	寝たきりの状態にある3歳以上の者	15,000円	5年
	移動用リフト	介護者が難病患者等を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴	下肢又は体幹機能に障がいのある3歳以上の者	159,000円	4年

		うものを除く。)			
自立 生活 支援 用具	入浴補助用 具	入浴時の移動、座位 の保持、浴槽への入 水等を補助すること ができ、難病患者等 又は介助者が容易に 使用し得るもの（住 宅改修を伴うものを 除く。）	入浴に介助を要する3 歳以上の者	90,000円	8年
	便器	難病患者等が容易に 使用し得るもの（住 宅改修を伴うものを 除く。）	下肢又は体幹機能に障 がいのある学齢児以上 の者	4,450円 (手すり付 きの場合 9,850円)	8年
	移動・移乗 支援用具	手すり、スロープ等 でおおむね次のよう な性能を有するもの (住宅改修を伴うも のを除く。) (1) 難病患者等 の身体機能の状態 を十分踏まえたも のであって必要な 強度と安全性を有 するもの (2) 転倒予防、 立ち上がり動作の 補助、移乗動作の 補助、段差解消等 の機能を有するも	下肢が不自由な3歳以 上の者	60,000円	8年

		の			
	特殊便器	上肢に障がいのある 難病患者等又は介護 者が容易に使用し得 るもので温水及び温 風を出し得るもの (住宅改修を伴うも のを除く。)	上肢機能に障がいのあ る学齢児以上の者	151,200円	8年
	自動消火器	室内温度の異常上昇 又は炎の接触により 自動的に消火液を噴 射し、初期火災を消 火し得るもの	単身世帯その他これに 準ずる世帯に属し、火 災発生感知及び避難 が著しく困難な難病患 者等	28,700円	8年
在宅 療養 等支 援用 具	ネブライザ	難病患者等が容易に 使用し得るもの	呼吸器機能に障がいの ある難病患者等	36,000円	5年
	電気式たん 吸引器	難病患者等が容易に 使用し得るもの	呼吸器機能に障がいの ある難病患者等	56,400円	5年
	足踏式・手 動式たん吸 引器	難病患者等又は介護 者が容易に使用し得 るもの	在宅で、人工呼吸器若 しくは電気式たん吸引 器を使用し、又は医療 保険における在宅酸素 療法を行う難病患者等	12,000円	5年
	動脈血中酸 素飽和度測 定器(パル スオキシメ ーター)	呼吸状態を継続的に 測定することが可能 な機能を有し、難病 患者等が容易に使用 し得るもの	人工呼吸器の装着が必 要な難病患者等	157,500円	5年
	正弦波イン バーター発	難病患者等又は介護 者が容易に使用し得	在宅で、人工呼吸器若 しくは電気式たん吸引	80,000円	5年

	電機・ポ ダブル電 源（蓄電 池）・DC/ ACインバー ター	るものであつて、別 に定める性能要件に 該当するもの	器を使用し、又は医療 保険における在宅酸素 療法を行う難病患者等		
居宅 生活 動作 補助 用具	居宅生活動 作補助用具	難病患者等の居宅生 活動作等を円滑にす る用具であつて、設 置に小規模な住宅改 修を伴うもの（浴室、 便所、台所、居室、 玄関等の改修であつ て、市長が別に定め る種類の住宅改修に 限る。）	下肢又は体幹機能に障 がいのある難病患者等 （6歳以上65歳未満の 者に限る。）及び法の 規定により車椅子に係 る補装具費の支給を受 けている難病患者等 （6歳以上65歳未満の 者に限る。）	住宅改修に 要した費用 に相当する 額から、要 介護者等住 宅改修基準 額を減じて 得た額又は 200,000円 のうちいず れか少ない 額	—

備考

- 1 この表の耐用期間の欄に掲げる期間は、給付を受けた日の翌日から起算するものとする。
- 2 この表において「障がい者」とは、法第4条第1項に規定する障害者をいう。
- 3 この表において「学齢児以上障がい児」とは、法第4条第2項に規定する障害児のうち、4月1日現在の年齢が6歳以上の者をいう。
- 4 この表において「3歳以上障がい児」とは、法第4条第2項に規定する障害児のうち、3歳以上の者をいう。
- 5 この表において「単身世帯その他これに準ずる世帯」とは、単身世帯及び次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 同居している者が障がい者等、65歳以上の者又は18歳未満の者

のみで構成される世帯

(2) 同居している者が就労、就学等の事由で外出することにより、一時的に、前号と同様の状態となる世帯

6 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障がいに準じ取り扱うものとする。

7 この表において「難病患者等」とは、法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

別 記

第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

浦安市障がい者等日常生活用具給付等申請書

年 月 日

（宛先） 浦安市長

住 所
申請者 氏 名
対象者との続柄
電話番号

日常生活用具の給付等を受けたいので、浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則第 6 条第 1 項の規定により申請します。

対 象 者	フリガナ		生年	(歳)	
	氏 名		月 日		
	住 所				
	個 人 番 号				
	身体障害者手帳		療 育 手 帳		
	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳		難 病 名 (疾 病 名)		
給付を受けたい日常生活用具の名称					
日常生活用具取扱事業者名					
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	住 宅 の 状 況				
	改 修 す る 場 所				
	改 修 す る 理 由				

同意署名欄

日常生活用具の給付等の申請に当たり、以下の事項について同意するので署名します。

- 1 費用の負担に必要な市町村民税課税状況に関する事実（同一世帯かつ同一生計者のものを含む。）について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者にあつては、同法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の支給又は同法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費の支給が完了していること、及び当該支給額について、市が保有する情報により確認すること。

年 月 日

世帯代表者氏名

(別世帯で同一生計者がいる場合) 別世帯代表者氏名

備考

- 1 日常生活用具の種目及びその価格が記載された見積書（当該日常生活用具の給付が取付工事を伴うものであるときは、併せて当該取付工事に要する費用の額が記載されたもの）並びに日常生活用具の概要が分かる資料（カタログ等）を添付してください。
- 2 指定された日常生活用具の給付等の場合は、医師の意見書を添付してください。
- 3 正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）又はDC/ACインバーターの給付については、別に定める性能要件に該当するもののみとします。
- 4 居宅生活動作補助用具の給付等の場合は、次に掲げるものを添付してください。
 - (1) 工事計画書（別記第2号様式）
 - (2) 工事図面
 - (3) 工事見積書
 - (4) 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第3号様式）
- 5 点字図書の給付を受けようとするときは、出版施設が発行する点字図書発行証明書を添付してください。
- 6 申請者が属する世帯に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類（申請日の属する年度分（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度分）のもの）を添付してください。ただし、市が保有する情報により確認することに同意した場合は、不要です。

第2号様式（第6条第1項第4号）

工事計画書

年 月 日

（宛先） 浦安市長

住 所
申請者 氏 名
対象者との続柄
電話番号

次のとおり住宅改修工事を計画します。

改 修 す る 場 所	
改 修 内 容	
工 事 期 間	
工 事 費 用	
施 業 者 名	
事 業 者 所 在 地	

第3号様式（第6条第1項第4号）

家屋所有者の改修工事承諾書

年 月 日

（宛先） 浦安市長

住 所
家屋所有者 氏 名
電話番号

私が所有する次の家屋の一部改修工事については、これを承諾します。

所 在 地	
家屋の使用者	
改 修 内 容	

第4号様式（第7条第1項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市障がい者等日常生活用具給付等決定・却下通知書
年 月 日付けで申請のありました日常生活用具の給付等について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則第7条第1項の規定により通知します。

1 決定

対象者	住所			
	氏名			
	生年月日			
給付番号		給付決定日		
給付する日常生活用具				
事業者	名称			
	所在地			
	電話番号			
基準額		見積額	利用者負担額	
公費負担額		月額負担上限額	超過利用者負担額	

2 却下

却下の理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第7条第1項）

浦安市障がい者等日常生活用具給付券

給付番号		給付券発行 年 月 日	
対象者氏名		対象者の 生年月日 (歳)	
対象者住所			
申請者氏名		対象者 との続柄	
日常生活用具の名称			
事業者	名称		
	所在地		
	電話番号		
日常生活用具の価格		利用者負担額	公費負担額
この給付券の有効期限		事業者の公費 支払請求期限	
上記のとおり決定したことを証する。 年 月 日 浦安市長 印			
①事業者が納付した日		②申請者から受領した額及び年月日	
③事業者の担当者氏名		④日常生活用具の受領者氏名	

備考 ①から③までについては納付した事業者が、④については日常生活用具を受領した者が記入してください。

第6号様式（第11条第1項）

浦安市障がい者等日常生活用具申請事項変更届

年 月 日

(宛先) 浦安市長

住 所
申請者 氏 名
対象者との続柄
電話番号

次のとおり申請事項に変更が生じたので、浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則第11条第1項の規定により、届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 後	
変 更 前	

備考 変更が生じたことを証する書類を添付してください。

第7号様式（第12条第1項）

浦安市障がい者等日常生活用具居宅生活動作補助用具工事完了届

年 月 日

（宛先） 浦安市長

住 所
申請者 氏 名
対象者との続柄
電話番号

次のとおり住宅改修工事が完了しましたので、浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則第12条第1項の規定により、届け出ます。

改修工事の場所		
工事完了年月日		
※ 調 査 欄	調査年月日	
	調査結果	
	実地調査の結果を上記のとおり報告します。 年 月 日 調査員職氏名	

注 ※欄は、記入しないでください。